

金沢地方法務局が 皆様の地区の地図を作成します！

お知らせ

地図作成とは、法務局に備付けのある公図と現地が相違している現状を解消するために、全ての土地所有者の立会いにより筆界(境界)を確認していただき、確定した筆界を測量の起点となる点(基準点)から測量し、高精度の地図を作成する事業です。

当該事業の説明会については、11月中に開催し事業の概要を説明する予定です。詳細は後日、郵送により御案内させていただきます。

なお、事前準備のため9月下旬頃から調査を開始しますので、地区内に入らせていただきます。

【対象地区】

金沢市清川町の全部

金沢市寺町一丁目、同町三丁目、同町五丁目、

金沢市野町一丁目、同町三丁目、

金沢市泉野町三丁目の各一部

※ 作業は、「法務局」の腕章を付けて行います。



* 地図を作成する地区 及び 基準点を埋設する地区

【お問い合わせ先】 平日午前8時30分から午後5時15分まで

○ 金沢市新神田4丁目3番10号

金沢地方法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室

(076-292-7820)